

千葉県議会の会議のモニターテレビ及びインターネットによる放映に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、千葉県議会広報基本方針に基づき本市議会の議場における会議のモニターテレビ及びインターネットによる生中継（以下「中継放映」という。）並びにインターネットによる録画放映（以下「録画放映」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（中継放映及び録画放映の実施方法）

第2条 中継放映及び録画放映は、千葉県電子情報処理規程（平成14年千葉県訓令（甲）第10号）に基づき庁内ネットワークを利用して実施するものとする。

（中継放映及び録画放映する会議）

第3条 中継放映及び録画放映する会議は、本会議のほか、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の会議とする。

（記録としての取扱い）

第4条 中継放映及び録画放映は、本市議会の広報に資するものとし、記録として扱わないものとする。

（モニターテレビによる生中継の実施場所）

第5条 モニターテレビによる生中継の実施場所は、次のとおりとする。

- （1）本庁舎
- （2）中央区役所
- （3）花見川区役所
- （4）稲毛区役所
- （5）若葉区役所
- （6）緑区役所
- （7）美浜区役所

（テロップの挿入）

第6条 中継放映においては、視聴者に会議の進行状況を伝えるため、必要に応じてテロップを挿入するものとする。

（中継放映及び録画放映の視聴者の遵守事項）

第7条 中継放映及び録画放映を視聴する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）モニターテレビの動画を撮影し、又は音声を録音しないこと。
- （2）モニターテレビの動画を視聴するときは、議会事務局又は各区役所総務課の職員の指示に従うこと。
- （3）インターネットによる生中継及び録画放映を視聴するに当たり、無断で複製・転用・改変しないこと。ただし、著作権法上認められた場合を除く。

(録画放映における発言の削除の取扱い)

第8条 録画放映においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第129条、第132条、千葉市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)第63条、第113条又は千葉市議会委員会条例(昭和31年条例第25号)第21条第2項の規定により発言の取消しを認めた場合、当該発言を削除するものとする。

2 発言者から、録画放映の掲載内容に対して一部削除の申し出があり、議長及び委員長が必要があると認めるときは、録画放映の一部を削除することができる。

(録画放映の開始時期及び放映期間)

第9条 録画放映は、その日の会議の終了後、速やかに開始するものとする。

2 放映期間は、本会議の録画放映にあつては、翌々年の該当本会議の開会日まで、予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の録画放映にあつては、翌々年の該当委員会の開会日までの間とする。

(録画放映の一部中止)

第10条 議長、予算審査特別委員会委員長及び決算審査特別委員会委員長は、必要があると認めるときは録画放映の一部を中止することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、中継放映及び録画放映に関し必要な事項は、千葉市議会広報委員会に諮り、広報委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。